

令和8年2月

# 定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和8年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 令和8年2月27日（金）午後3時00分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 2階会議室1

議事日程

(新議員の紹介)

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議長の選挙

第5 議案第1号 専決処分の承認について  
(令和7年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号))

議案第2号 指定管理者の指定期間の変更について

議案第3号 高幡広域市町村圏事務組合負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第4号 須崎斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第5号 須崎斎場調整基金条例を廃止する条例について

議案第6号 令和7年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)  
について

議案第7号 令和8年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第8号 令和8年度高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計予算  
について

第6 管理者の選挙

---

出席議員	1番	土居 信一	6番	福永 守恭
	2番	梅原 健一郎	7番	市川 岩亀
	3番	森 武士	8番	高橋 基文
	4番	緒方 正綱	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大地 真人

---

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	濱崎 守央

---

事務局出席者	管理局長	松木 貞男
	徴収管理監	飯田 浩二
	事務局長	小松 充
	係 長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

---

午後3時00分 開議

◎副議長（市川 岩亀 君）

定刻となりましたので、ただいまより、高幡広域市町村圏事務組合議会令和8年2月定例会を開会をいたします。

ただいま議長が欠員となっておりますので、その職を私副議長が務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方をご紹介します。

最初に、1月20日告示の中土佐町長選挙におきまして、無投票にて再選されました池田洋光さんをご紹介します。池田洋光さん、挨拶があればどうぞ。

◎5番（池田 洋光 君）

はい。皆さん、こんにちは、中土佐町の池田でございます。またこの組合議会に参加をする機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

高幡広域の発展のために、しっかりと私も努力をしたいと思っております。今後共のご指導ご鞭撻の程をよろしくお願い申し上げます。

（ 拍手 ）

◎副議長（市川 岩亀 君）

続きまして、2月5日に行われました中土佐町議会臨時会におきまして、議長に就任をされました、福永守恭さんをご紹介します。一言あればどうぞ。

◎6番（福永 守恭 君）

改めまして、皆さんこんにちは。当組合の議員として任命をされました、中土佐町議会議長の福永です。よろしくお願いいたします。

（ 拍手 ）

◎副議長（市川 岩亀 君）

それでは、日程第1、議席の指定を行います。

ただ今ご紹介をいたしました、池田洋光さんの議席を5番議席、福永守恭さんの議席を6番議席に指定をいたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、2番梅原健一郎さん、10番大地真人さん

をご指名をいたします。

ご両人は、ご了承をお願いをいたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第4、これより議長の選挙を行います。

当組合の議長は、中土佐町議会議長の中城重則さんでありましたが、去る2月5日の中土佐町議会臨時会において改選されたことにより、当議会議員任期が満了となっております。

従いまして、欠員となっております議長の選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

従って選挙の方法は、指名推選にすることに決しました。

お諮りをいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決しました。

お諮りをいたします。

議長に福永守恭さんを指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長に福永守恭さんを指名することに決しました。

お諮りをいたします。

ただ今指名をいたしました福永守恭さんを議長の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名をいたしました福永守恭さんを議長の当選人に定めることに決しました。

ただ今、議長に当選されました福永守恭さんが議場においてでございます。

会議規則第23条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、福永守恭さんから、議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いをいたします。

福永さん、お願いします。

◎議長(福永 守恭 君)

はい。先程、当議会の議長として指名をいただきました、福永でございます。

なにぶん不慣れではございますけれども、皆様方のご協力をいただきながらスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

(拍手)

◎副議長(市川 岩亀 君)

それではここで、議長の職務を終わりたいと思います。

皆さん方にはご協力をいただき、大変円滑な議事進行になりましたこと、お礼を申し上げます。

ここで福永議長にバトンタッチをいたします。福永議長、よろしく申し上げます。

(拍手)

◎副議長(市川 岩亀 君)

暫時休憩といたします。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時 6分 再開)

◎議長(福永 守恭 君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第1号から議案第8号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

議長。

◎議長(福永 守恭 君)

楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、2月定例会が開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

また、先般ご紹介のありました中土佐町池田町長、中土佐町議会福永議長におかれましては、今後とも、高幡圏域の地域振興のため、ご指導ご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本定例会には構成市町の12月議会でご審議、議決をいただきました「須崎斎場」の移譲に付随する条例の改正及び廃止等、8議案を上程しておりますが、その趣旨説明及び広域行政の報告を申し上げます。

12月臨時会で申しあげましたとおり、12月25日付けで国債の買い替えを行いました。

0.4パーセントだった利率が1.0パーセントとなり、年間の国債利子、いわゆるクーポンが400万円から1,000万円と大幅に増額となります。この基金運用益につきまして、年利はもちろん、買い替えで生じた清算利益も含め、圏域発展のために最大限活用してまいります。

「ふるさと市町村圏事業」である「高幡中学生海外研修事業」について、令和7年度におきましても、構成市町教育委員会をはじめ各中学校並びに保護者の皆様のご協力により、15名の中学生が参加し、カナダでのホームステイ研修を実施することができました。

昨年9月に開催された帰国後の報告会では、研修生達の自信と希望に満ち溢れた素晴らしいスピーチを聞くことができ、本研修の意義を改めて実感したところであります。

令和8年度も引き続きカナダを渡航先とし、3月中には研修生の募集を開始する見込みでございますが、短期留学先としてのカナダの人気の高まりや、持続的な円安の影響等により、研修委託料は高止まりとなっているため、今後もふるさと市町村圏基金の更なる有効活用への取り組みを検討してまいります。

次に、「青少年育成交流事業」でございますが、「高幡圏域の市町を巡り、自分たちの住む地域を学習する体験型研修」として、令和7年度は四万十町及び津野町で実施し、14名の参加となりました。しかし、昨今の異常気象ともいえる酷暑の夏開催は危険であるという判断から、令和

8年度は内容を見直し、秋冬の過ごしやすい時期での実施を検討しております。

次に、「婚活事業」につきましては、昨年11月29日に、「大人のプレミアム恋活バスツアー」として須崎市の鳴無神社で良縁祈願、バーベキューを実施し、男女合計12名のご参加をいただき、3組のマッチングという結果でございます。

ほかにも、このふるさと市町村圏事業で実施している事業がございますが、いずれにつきましても各市町との連携を取りながら、事業の効率的、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、「須崎斎場」についてでございます。

令和7年度は、須崎斎場の中庭に存在する池のスペースにおいて、景観の改善工事の実施、計画的な火葬炉の修繕を実施いたしました。

また、昨年度からの議会でのご説明のとおり、令和8年3月31日をもって事業を移譲し、4月1日から須崎斎場運営一部事務組合で運営を開始することに伴い、備品の購入や様々な手続きを行っているところであります。

次に、「認定審査会」の運営事務については、本年1月末までに、介護認定審査会の二次判定取扱件数は2,407件、同様に障害支援区分認定等審査会は138件の二次判定を行っております。近年の審査内容は、症例や家庭事情等により複雑化する傾向にあり、審査委員の皆様にはご苦労をおかけしているところでございますが、今後におきましても円滑な運営に努めてまいります。

次に、租税債権管理機構についてでございます。

令和7年度は211名、約1億2千2百万円を受託いたしまして、徴収額は1月末時点で約4千8百万円余りとなっております。徴収額及び徴収率はほぼ目標どおり達成できそうです。

令和8年度は163名を受託する予定ですが、個々の事案に応じた適切な滞納整理に取り組んで参ります。

また、管理局长につきましては、税務徴収経験に精通した県のOBを新たに選考採用することとしております。

以上、本議会に提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。

詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（福永 守恭 君）

続きまして議案の説明を求めます。

◎事務局長（小松 充 君）

はい、議長。

◎議長（福永 守恭 君）

小松事務局長。

◎事務局長（小松 充 君）

はい。それでは、議案についてご説明いたします。

議案書2ページ及び議案説明資料1ページをお開きください。

議案第1号、専決処分の承認についてですが、3つの理由から補正予算を計上したものです。

①管理者から冒頭ご説明いたしましたとおり、国債の買い替えを行った際に生じた受渡差引額につきまして、基金に積み立てを行うため、予算計上したものです。

②国債買替に伴い利率が変更され、3月の利払い受け入れのため予算計上したものです。

③現在積み立てている基金の利率が予想より高くなったことにより、予算計上したものです。

内容は、別冊の補正予算書（第2号）のとおりで、歳入歳出それぞれ707万6千円の増額補正となっております。

続いて、議案第2号、指定管理者の指定期間の変更について。

議案説明資料の2ページをご覧ください。須崎斎場の指定管理者の指定につきましては、令和5年12月の臨時会で議決されたもので、期間が5年間で協定を締結しております。「議決された期間」という重要な要素を変更することから、議案を提出するものです。

なお、この議会の前に、指定管理者の株式会社五輪に協議の申し出、内容確認のうえ「指定管理業務の合意解除に関する協定書」を1月29日付けで締結しております。

続いて、議案第3号、高幡広域市町村圏事務組合負担金徴収条例の一部を改正する条例についてですが、議案書のとおり別表1及び備考から斎場分を削除するものです。

次に、議案第4号から議案第5号、須崎斎場業務を令和8年4月1日付けで須崎斎場運営一部事務組合に移譲することに伴い、当組合の須崎斎場に関する条例を廃止するものです。

次に、議案第6号、令和7年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）でございます。

説明資料の6ページをご覧ください。これは、本年度の歳入において当初見込んでいた須崎斎場使用料収入が大幅に減少する見込みとなったため、この減収分を補い、執行中の事業を確実に遂行するため須崎斎場調整基金から繰り入れるものです。

続いて、議案第7号、令和8年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について、ご説明いたします。議案第7号別冊の一般会計予算書をご覧ください。

予算書1ページ、第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ5,060万円です。

4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の歳入について、今年度まで2款にあった使用料及び手数料が斎場の移譲により削除されるため、款を繰り上げ、前年度予算額の比較のため最後の欄にきています。

また、5ページの歳出につきましては、今年度まで4款にありました衛生費が歳入と同様に削除されるため、款を繰り上げ、前年度の比較のため最後の欄にきています。

令和8年度予算は前年度比4,540万円の減額となっております。

6ページをご覧ください。1款1項1目の組合運営負担金ですが、ふるさと市町村圏事業以外の事業についての負担金3,362万2千円で、前年度比775万1千円の減。減額の主な理由といたしましては、須崎斎場負担金がなくなったためです。

次の2目介護運営費負担金は、須崎市福祉事務所からの介護認定審査会の負担金として1千円。

7ページ、2款県支出金ですが、須崎福祉保健所からの介護認定審査会の委託金で1千円。

続いて8ページ、3款財産収入1項1目基金運用収入ですが、国債運用益収入について、令和7年度に利率0.4パーセントから1.0パーセントの国債に買い替えたため、1,000万円を計上し、基金運用益はふるさと市町村圏基金の利子収入として46万2千円を計上しています。

2目利子及び配当金は、令和7年度の道の駅の株配当金が0円だったため、費目存置として1千円を計上しております。

続いて9ページ、4款1項1目1節ふるさと市町村圏基金繰入金が350万円。

財産収入で賄うふるさと市町村圏事業の不足分を、この基金から繰り入れをしています。国債の運用益が大幅に増額したこと、また今回の当初では歳出で青少年育成交流事業の経費を計上していないため、前年度比671万6千円の減額となりました。

10ページ、5款諸収入1項1目預金利子1千円は普通預金の利子です。

2項の雑入につきましては、説明欄のとおりです。

11ページにつきましては、先程申し上げました、令和8年度から削除された須崎斎場の使用料及び手数料で、前年度比がわかるように記載されています。

以上、歳入合計5,060万円でございます。

次に歳出について、主なものをご説明いたします。

12ページをご覧ください。

1款1項1目の議会費は議会運営に関する経費で22万3千円、7月、3月の定例会はともに須崎市で開催予定です。

13ページ、2款1項1目の一般管理費1,724万9千円につきましては、人件費等、組合運営に関する経費を計上しております。

昨年度計上していた情報セキュリティポリシー策定支援業務委託料が令和7年度完成することにより減額となり、また介護認定総務費に2分の1計上していた会計年度任用職員の報酬等を一般管理費で一本化したことによる増額、また様々な物価高騰を見込んだ経費の計上であるため、前年度比63万9千円の増額です。

続いて14ページ、2目ふるさと市町村圏事業費1,696万2千円。前年度比53万9千円の減。ふるさと市町村圏事業費の詳細な内訳は、予算書26ページに記載のとおりです。

ここからは事業実施計画書も一緒にご覧ください。

まず、「中学生海外研修事業」から順にご説明いたします。

ホームステイ研修先はカナダビクトリア、研修生は各市町3名計15名、研修期間15日間、委託先は株式会社アイエスエイで、令和7年度とほぼ同様となっておりますが、研修内容についてアンケート等を基にアップデートし、カスタマイズすることで、より充実したものになっています。財源は参加者負担金300万円と財産収入で、不足分を基金から繰り入れます。

次に、「青少年育成交流事業」について。

この事業につきましては、令和8年度中に内容の見直しを行うこととなっており、企画内容が確定し次第、補正で対応する予定です。なお、ふるさと市町村圏事業費につきましては、各市町から負担金をいただいておりますので、追加徴収はないと考えております。

令和8年度4月に実施予定の教育部局担当課長会にて、研修先や内容について最終決定したいと考えており、計画段階や研修、宿泊も含めて、市町教育部局の職員の皆様にご協力いただきたいと存じます。なにとぞよろしくお願ひいたします。

次に、「地方分権研究事業」について。

事業実施計画書2ページをご覧ください。

令和8年度に内子町へ視察研修を予定しており、新たに交際費として5千円を計上するなど、合計7万2千円を計上し、前年度比1万2千円増となりました。

続いて、「婚活事業」についてですが、令和7年度と同様、イベントの実施で90万2千円を計上しています。

今後の婚活事業につきましては、旅行会社にもプロが参加の依頼を行う、送迎等対策をすることを条件にアルコールの提供を可能とする要綱の改正、当組合の婚活事業のスタンスとして参加者を増やすために気軽さをウリにした「出会いの場の提供」とするのか、結婚をしたい人を繋げる「本気の婚活イベント」とするか協議をしていく、という3点を重点的に取り組んでまいります。

続いて、「事業諸費」について。

令和8年度124万4千円、前年度比59万9千円の増額です。

増額の理由といたしましては、前年度と比較して、定期預金の利率が大きく上昇したため、積立金が増額となりました。

予算書16ページにお戻りください。

3款1項1目介護認定総務費1,487万5千円、前年度比278万円の減。

審査件数が減少傾向であり、審査会の回数も減になること及び一般管理費での説明の繰り返しになりますが、会計年度任用職員報酬等を一般管理費に一本化したことに伴う減額が主な理由です。

次に、17ページ、2目障害認定総務費94万円、前年度比1万5千円の減ですが、事務費の一部増減によるものです。

予算書18ページ、4款公債費、費目存置として前年度と同額1千円。

予算書19ページ、5款予備費も前年度同様35万円を計上。

20ページは、冒頭で申し上げました令和8年度から削除された衛生費で、前年度比がわかるように記載されています。

以上、歳出合計5,060万円でございます。

21ページから24ページが給与費明細書、25ページは令和8年度の構成市町の負担金をお示ししたものでございます。

昨年度あった債務負担行為につきましては、須崎斎場指定管理委託料の調書を掲載しておりましたが、3月31日をもって指定管理を終了するため掲載していません。

以上、議案第7号令和8年度一般会計予算の説明でございます。終わります。

◎管理局長（松木 貞男 君）  
議長。

◎議長（福永 守恭 君）

松木管理局長。

◎管理局長（松木 貞男 君）

はい。続きまして、議案第8号、管理機構の令和8年度滞納整理事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案第8号別冊の1ページをご覧ください。

令和8年度の特別会計予算ですが、第1条で「歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,898万3千円。」と定めております。

2ページの第1表、歳入歳出予算の歳入及び3ページの歳出は、4,898万3千円の款、項の区分についての記載です。

4ページの事項別明細書の歳入、5ページの歳出は、前年度との比較で、それぞれ合計で72万7千円の減額となっております。

続きまして6ページからをご覧ください。

歳入の第1款分担金及び負担金第1項負担金は、組合構成団体5市町からの組合運営負担金で、3,894万2千円を計上いたしております。

内訳につきましては、右の説明欄をご覧ください。

受託一人当たり的人数割が26万6千円で131人の3,484万6千円、令和7年度の実績割が409万6千円となっております。

7ページ、第2款の諸収入の第1項受託事業収入は、越知町、土佐市からの委託料で、995万6千円を計上いたしております。

内訳は説明欄のとおりで、人数割が26万6千円の32人で851万2千円、令和7年度の実績割144万4千円となっております。

なお、各市町別の負担金、委託料につきましては、最後の16ページに一覧表で示しておりますのでご覧ください。

また、市町毎の説明は省略し、一番下の合計欄でご説明させていただきます。

まず、左の欄の引受人数割ですが、それぞれ的人数枠につきましては、昨年末の各市町の税務担当課長会を經まして決定したものでございます。一人当たりの負担金額を26万6千円として、163人の4,335万8千円を計上いたしております。

次に右側の徴収実績割ですが、徴収額を5,540万円と見込み、その1割の554万円、合計で4,889万8千円となっております。

ではまた、7ページにお戻りください。

諸収入の第2項預金利子は5万5千円を、第3項雑入はインターネット公売手数料の滞納処分費1万円と雇用保険料で2万円を見込んでおります。

次に歳出ですが、8ページからをご覧ください。

第1款の総務費第1項徴税費の税務総務費は前年度より72万7千円減の4,878万3千円を計上いたしております。

各節の予算額及び支出内容は記載のとおりで、72万7千円減の要因としましては、まず機構職員の人件費である1節の報酬から第4節共済費について、管理局長が退職することによる退職手当事業主負担金がなくなること及び管理局長が新任となることによる6月の期末勤勉手当が減額になることで、給与改定による増額があるものの176万2千円の減となっております。

次に、事務費である8節旅費から13節使用料及び賃借料については、2万1千円の増となっております。

18節負担金補助及び交付金は、市町からの派遣職員の人件費等で100万円の増、10ページの26節公課費を1万4千円計上いたしております。

トータルとして、合計72万7千円の減額となっております。

11ページは予備費で、昨年同様20万円を計上しております。

合計で4,898万3千円となっております。

12ページ以降は給与費明細書となっております。ご参照頂くこととして、説明は省略させていただきます。

特別会計につきましては、以上でございます。

◎議長（福永 守恭 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（福永 守恭 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（福永 守恭 君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（福永 守恭 君）

挙手全員と認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認をされました。  
これより議案第2号について質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(福永 守恭 君)  
質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(福永 守恭 君)  
討論なしと認めます。  
これより議案第2号の採決を行います。  
本案の採決は、挙手によって行います。  
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(福永 守恭 君)  
挙手全員と認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決をされました。  
これより議案第3号について質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(福永 守恭 君)  
質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(福永 守恭 君)

討論なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長 (福永 守恭 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第4号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (福永 守恭 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (福永 守恭 君)

討論なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長 (福永 守恭 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第5号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長（福永 守恭 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（福永 守恭 君）

討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（福永 守恭 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第6号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（福永 守恭 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（福永 守恭 君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（福永 守恭 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第7号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（福永 守恭 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（福永 守恭 君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（福永 守恭 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（福永 守恭 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（福永 守恭 君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（福永 守恭 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第6、これより管理者の選挙を行います。

高幡広域市町村圏事務組合理約第8条第4項の規定により、管理者の任期は2年となっておりますので、本定例会において選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（異議なし）

◎議長（福永 守恭 君）

ご異議なしと認めます。

従いまして選挙の方法は、指名推選することに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（異議なし）

◎議長（福永 守恭 君）

ご異議なしと認めます。

従って議長において指名をすることに決しました。

管理者に、楠瀬耕作さんを指名したいと思います。

お諮りします。

ただ今、議長において指名をいたしました楠瀬耕作さんを管理者の当選人として定めることに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎議長 (福永 守恭 君)

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名をいたしました楠瀬耕作さんを管理者の当選人に定めることに決しました。

ただいま管理者に当選されました、楠瀬耕作さんが議場におられます。

会議規則第23条第2項の規定より、当選の告知をいたします。

ここで、楠瀬耕作さんから、管理者の当選の承諾並びにごあいさつをお願いをいたします。

◎管理者 (楠瀬 耕作 君)

はい。改めまして管理者にご指名を賜りました楠瀬でございます。

今後とも、1市4町の連携がますます深まるよう取り組んで参りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

( 拍手 )

◎議長 (福永 守恭 君)

どうもありがとうございました。

以上で、本定例会に付議されました議案は、すべて議了をいたしました。

ここで、管理者から閉会のごあいさつがあります。

◎管理者 (楠瀬 耕作 君)

議長。

◎議長 (福永 守恭 君)

楠瀬管理者。

◎管理者 (楠瀬 耕作 君)

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申し上げました8議案につきましては、いずれも慎重審議のうえ、適切にご決定を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

それぞれの市町におかれましても、これから新年度当初予算の審議を含む3月議会を控えられておることと存じます。

なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎議長（福永 守恭 君）

これをもって、令和8年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会をいたします。

午後3時39分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員